

平成26年度山形県国民保護計画（新旧対照表）

○ 用語集等の変更

現行	変更案	変更理由																												
<p>用語集 1～3 (略) 4 住民関係</p> <table border="1" data-bbox="210 590 1240 774"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>意義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難住民等</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>災害時要援護者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>自主防災組織</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 措置関係</p> <table border="1" data-bbox="210 867 1240 959"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>意義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(同報系防災行政無線)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>山形県国民保護計画の構成と概要</u></p>	用語	意義	避難住民等	(略)	災害時要援護者	(略)	自主防災組織	(略)	用語	意義	(同報系防災行政無線)	(略)	<p>用語集 1～3 (略) 4 住民関係</p> <table border="1" data-bbox="1270 590 2300 774"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>意義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難住民等</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>要配慮者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>自主防災組織</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 措置関係</p> <table border="1" data-bbox="1270 867 2300 1365"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>意義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(同報系防災行政無線)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>緊急情報ネットワークシステム (Em-net)</u></td> <td><u>総合行政ネットワーク (LGWAN) を利用して、国と地方公共団体間で緊急情報の通信 (双方向) を行うシステム</u></td> </tr> <tr> <td><u>全国瞬時警報システム (J-ALERT)</u></td> <td><u>弾道ミサイル情報、特別警報、大津波警報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国から送信し、同報系防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>山形県国民保護計画の構成と概要 (図の差替え)</u></p>	用語	意義	避難住民等	(略)	要配慮者	(略)	自主防災組織	(略)	用語	意義	(同報系防災行政無線)	(略)	<u>緊急情報ネットワークシステム (Em-net)</u>	<u>総合行政ネットワーク (LGWAN) を利用して、国と地方公共団体間で緊急情報の通信 (双方向) を行うシステム</u>	<u>全国瞬時警報システム (J-ALERT)</u>	<u>弾道ミサイル情報、特別警報、大津波警報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国から送信し、同報系防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム</u>	<p>○災害対策基本法の改正によるもの</p> <p>○「国民の保護に関する基本指針」の変更を踏まえ、用語解説を追加するもの</p> <p>○本編の修正内容を反映させるもの</p>
用語	意義																													
避難住民等	(略)																													
災害時要援護者	(略)																													
自主防災組織	(略)																													
用語	意義																													
(同報系防災行政無線)	(略)																													
用語	意義																													
避難住民等	(略)																													
要配慮者	(略)																													
自主防災組織	(略)																													
用語	意義																													
(同報系防災行政無線)	(略)																													
<u>緊急情報ネットワークシステム (Em-net)</u>	<u>総合行政ネットワーク (LGWAN) を利用して、国と地方公共団体間で緊急情報の通信 (双方向) を行うシステム</u>																													
<u>全国瞬時警報システム (J-ALERT)</u>	<u>弾道ミサイル情報、特別警報、大津波警報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国から送信し、同報系防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム</u>																													

現行	変更案	該当頁	変更理由
<p>3 人口分布</p> <p>本県の人口は、平成 19 年 10 月 1 日現在、<u>1,198,710</u> 人（男 <u>575,542</u> 人、女 <u>623,168</u> 人）である。最も人口が多い都市は山形市（<u>255,320</u> 人）であり、ついで鶴岡市（<u>140,244</u> 人）、酒田市（<u>115,138</u> 人）、米沢市（<u>91,922</u> 人）、天童市（<u>63,615</u> 人）の順となっている。上位五市合計で県全体の約 55% を占め、県内の人口は内陸部の最上川に沿った南北軸上と、庄内地域の海沿いに集中している。</p> <p>年齢別に見ると、県全体において 15 歳未満が総人口に占める割合は <u>13.3%</u>、15～65 歳の人口は <u>60.2%</u>、65 歳以上の人口は <u>26.4%</u> となっている。65 歳以上の全国平均は <u>21.5%</u> であり、本県は全国平均を大きく上回る高齢化率を示している（資料：<u>山形の人口と世帯数</u>）。</p> <p>平成 7 年と平成 17 年の国勢調査結果を基に増加率を算出すると、すべての市町村で 65 歳以上の人口の増加が認められる（図 1－3）。すなわち、人口が減少している市町村が大半を占める中で、高齢者の数は大きく増えている。また、すべての市町村で 15 歳未満の人口が減少していることから、今後、県内の少子・高齢社会の深度化が予想され、より一層の高齢者、障がい者等への配慮が必要となる。</p> <p>このことから、都市部での避難住民の一極集中による混乱等の回避や、高齢者等の<u>災害時要援護者の避難誘導</u>の在り方を検討する必要がある。</p> <p><u>図 1－3</u></p> <p>4 他県との人口の流出入 （略） <u>表 1－1</u></p>	<p>3 人口分布</p> <p>本県の人口は、平成 25 年 10 月 1 日現在、<u>1,141,260</u> 人（男 <u>547,599</u> 人、女 <u>593,661</u> 人）である。最も人口が多い都市は山形市（<u>254,089</u> 人）であり、ついで鶴岡市（<u>132,535</u> 人）、酒田市（<u>107,685</u> 人）、米沢市（<u>87,345</u> 人）、天童市（<u>61,973</u> 人）の順となっている。上位五市合計で県全体の約 56% を占め、県内の人口は内陸部の最上川に沿った南北軸上と、庄内地域の海沿いに集中している。</p> <p>年齢別に見ると、県全体において 15 歳未満が総人口に占める割合は <u>12.5%</u>、15～64 歳の人口は <u>58.5%</u>、65 歳以上の人口は <u>29.1%</u> となっている。65 歳以上の全国平均は <u>25.1%</u> であり、本県は全国平均を大きく上回る高齢化率を示している（資料：<u>山形県勢要覧（平成 26 年刊）</u>）。</p> <p>平成 12 年と平成 22 年の国勢調査結果を基に増加率を算出すると、すべての市町村で 65 歳以上の人口の増加が認められる（図 1－3）。すなわち、人口が減少している市町村が大半を占める中で、高齢者の数は大きく増えている。また、すべての市町村で 15 歳未満の人口が減少していることから、今後、県内の少子・高齢社会の深度化が予想され、より一層の高齢者、障がい者等への配慮が必要となる。</p> <p>このことから、都市部での避難住民の一極集中による混乱等の回避や、高齢者等の<u>要配慮者</u>の避難誘導の在り方を検討する必要がある。</p> <p><u>図 1－3（差替）</u></p> <p>4 他県との人口の流出入 （略） <u>表 1－1（差替）</u></p>	<p>P12</p> <p>P12</p> <p>P12</p> <p>P13</p>	<p>○時点修正及び出典の変更</p> <p>○災害対策基本法の改正によるもの</p> <p>○時点修正</p> <p>○時点修正</p>

現行	変更案	該当頁	変更理由
<p>5 道路の位置等</p> <p>本県の道路実延長は、<u>16,409km</u>であり、うち、高速自動車国道は<u>138 km</u>（構成比 <u>0.8%</u>）、一般国道は <u>1,126km</u>（同 <u>6.9%</u>）、県道 <u>2,587km</u>（同 <u>15.8%</u>）、市町村道 <u>12,558km</u>（同 <u>76.5%</u>）となっている（平成 20 年 4 月 1 日現在、<u>県道路課</u>調べ）。道路網に関しては、福島県から県内陸部を南北に縦断し、秋田県を結ぶもの、新潟県から県西部の日本海沿岸を縦断し秋田県を結ぶもの、そして宮城県と山形県を結ぶ横断道路が中心となっている（図 1－4）。</p> <p>主な道路として、高規格幹線道路は、東北横断自動車道酒田線（山形自動車道）が宮城県村田町から山形市を経て途中一般国道 112 号の自動車専用道路（月山道路）を介して酒田市へ至る。県内陸部では<u>山形自動車道</u>と交差する形で東北中央自動車道が南北に延び、上山市と東根市を結んでいる。主要な国道としては、庄内地方を日本海に沿って貫通する国道 7 号、県内陸部を南北に縦断する国道 13 号、県北部を東西に横断し最上地域と庄内地域を結ぶ国道 47 号、仙台市と村山地域を結ぶ国道 48 号、県中部を東西に横断し村山地域と庄内地域を結ぶ国道 112 号、県南部を東西に横断し置賜地域を貫通する国道 113 号が重要な役割を果たしている。そのほか、仙台市と山形市を結ぶ国道 286 号や、置賜地域と村山地域を結ぶ国道 348 号、287 号などがある。加えて、主要地方道、一般県道がこれらを補完している。</p> <p>本県の道路網は、地域によって<u>高速道路網</u>の整備状況に偏りがある。山形市、上山市、天童市など村山地域は<u>高速道路</u>が縦横に整備されつつあり、各方面への利便性が高い。また、鶴岡市、酒田市など庄内地域の一部も<u>山形自動車道</u>の延伸に伴って村山地域や仙台、東京方面への利便性は高い。しかし、新庄市など最上地域や米沢市など置賜地域では<u>高速道路</u>の供用がまだ一部にとどまり、整備中もしくは計画中の区間が大半を占めるなど、高速交通網の整備が遅れている。</p> <p>このことから、高速交通網の整備が遅れている地域では、武力攻撃事態等における避難路として、既存道路網を有効に活用するため体制や仕組みの整備に留意する必要がある。</p>	<p>5 道路の位置等</p> <p>本県の道路実延長は、<u>16,767km</u>であり、うち、高速自動車国道は <u>162km</u>（構成比 <u>1.0%</u>）、一般国道は <u>1,134km</u>（同 <u>6.8%</u>）、県道 <u>2,569km</u>（同 <u>15.3%</u>）、市町村道 <u>12,902km</u>（同 <u>76.9%</u>）となっている（平成 25 年 4 月 1 日現在、<u>県道路整備課</u>調べ）。道路網に関しては、福島県から県内陸部を南北に縦断し、秋田県を結ぶもの、新潟県から県西部の日本海沿岸を縦断し秋田県を結ぶもの、そして宮城県と山形県を結ぶ横断道路が中心となっている（図 1－4）。</p> <p>主な道路として、高規格幹線道路は、東北横断自動車道酒田線（山形自動車道）が宮城県村田町から山形市を経て途中一般国道 112 号の自動車専用道路（月山道路）を介して酒田市へ至る。県内陸部では<u>東北横断自動車道酒田線（山形自動車道）</u>と交差する形で東北中央自動車道が南北に延び、上山市と東根市を結んでいる。<u>庄内地域では日本海沿岸東北自動車道が、あつみ温泉インターチェンジから鶴岡ジャンクションを経て東北横断自動車道酒田線（山形自動車道）と合流し、酒田みなとインターチェンジへと至っている。</u>主要な国道としては、庄内地方を日本海に沿って貫通する国道 7 号、県内陸部を南北に縦断する国道 13 号、県北部を東西に横断し最上地域と庄内地域を結ぶ国道 47 号、仙台市と村山地域を結ぶ国道 48 号、県中部を東西に横断し村山地域と庄内地域を結ぶ国道 112 号、県南部を東西に横断し置賜地域を貫通する国道 113 号が重要な役割を果たしている。そのほか、仙台市と山形市を結ぶ国道 286 号や、置賜地域と村山地域を結ぶ国道 348 号、287 号などがある。加えて、主要地方道、一般県道がこれらを補完している。</p> <p>本県の道路網は、地域によって<u>高速交通網</u>の整備状況に偏りがある。山形市、上山市、天童市など村山地域は<u>高規格幹線道路</u>が縦横に整備されつつあり、各方面への利便性が高い。また、鶴岡市、酒田市など庄内地域の一部も<u>東北横断自動車道酒田線（山形自動車道）</u>の延伸や<u>日本海沿岸東北自動車道の一部区間の開通</u>に伴って村山地域や仙台、東京方面への利便性は高い。しかし、新庄市など最上地域や米沢市など置賜地域では<u>高規格幹線道路</u>の供用がまだ一部にとどまり、整備中もしくは計画中の区間が大半を占めるなど、高速交通網の整備が遅れている。</p> <p>このことから、高速交通網の整備が遅れている地域では、武力攻撃事態等における避難路として、既存道路網を有効に活用するため体制や仕組みの整備に留意する必要がある。</p>	<p>P13</p> <p>P13</p> <p>P13</p>	<p>○時点修正及び出典の変更</p> <p>○日本海沿岸東北自動車道の開通に伴い追記</p> <p>○日本海沿岸東北自動車道の一部開通に伴い追記</p>

現行	変更案	該当頁	変更理由
<p>図 1 - 4</p> <p>6 鉄道、港湾及び空港の位置等 (略)</p> <p>空港は、東根市に山形空港が設置されており、2,000m滑走路一本を有し、東京・名古屋・大阪と定期航空路で結ばれている。また、庄内空港が酒田市に設置されており、2,000m滑走路一本を有して<u>札幌・東京・大阪</u>と定期航空路によって結ばれている。</p> <p>(略)</p> <p>7 自衛隊施設等 (略)</p> <p>図 1 - 6</p> <p>8 その他</p> <p>(1) 石油コンビナート等特別防災区域</p> <p>本県の石油コンビナート等特別防災区域は、酒田本港地区と酒田北港地区で構成される「酒田地区」があり、面積が本港地区 1.17 km²及び北港地区 2.18 km²の合計 3.35km²、石油コンビナート等災害防止法に基づく特定事業所が<u>5</u>事業所ある(表 1 - 2)。</p> <p>(略)</p> <p>表 1 - 2</p> <p>(2) 観光客</p> <p>本県には、山寺(立石寺)や出羽三山といった歴史的な観光地があり、県内外から多くの観光客が訪れている。また、冬季には山形蔵王をはじめとしたスキー場が各地で営業するほか、各市町村に温泉地も数多く、年間を通じて多くの観光客を集めている。これら観光地への県外からの観光客は年間で1,800万人を<u>超えている</u>。</p> <p>(略)</p>	<p><u>図 1 - 4 (差替)</u></p> <p>6 鉄道、港湾及び空港の位置等 (略)</p> <p>空港は、東根市に山形空港が設置されており、2,000m滑走路一本を有し、東京・名古屋・大阪と定期航空路で結ばれている。また、庄内空港が酒田市に設置されており、2,000m滑走路一本を有して<u>東京</u>と定期航空路によって結ばれている。</p> <p>(略)</p> <p>7 自衛隊施設等 (略)</p> <p><u>図 1 - 6 (差替)</u></p> <p>8 その他</p> <p>(1) 石油コンビナート等特別防災区域</p> <p>本県の石油コンビナート等特別防災区域は、酒田本港地区と酒田北港地区で構成される「酒田地区」があり、面積が本港地区 1.17 km²及び北港地区 2.18 km²の合計 3.35km²、石油コンビナート等災害防止法に基づく特定事業所が<u>4</u>事業所ある(表 1 - 2)。</p> <p>(略)</p> <p><u>表 1 - 2 (差替)</u></p> <p>(2) 観光客</p> <p>本県には、山寺(立石寺)や出羽三山といった歴史的な観光地があり、県内外から多くの観光客が訪れている。また、冬季には山形蔵王をはじめとしたスキー場が各地で営業するほか、各市町村に温泉地も数多く、年間を通じて多くの観光客を集めている。これら観光地への県外からの観光客は年間で<u>約 1,800 万人となっている</u>。</p> <p>(略)</p>	<p>P15</p> <p>P16</p> <p>P18</p> <p>P19</p> <p>P19</p> <p>P19</p>	<p>○時点修正</p> <p>○定期航路廃止に伴うもの</p> <p>○時点修正</p> <p>○時点修正</p> <p>○時点修正</p> <p>○時点修正</p>

現行		変更案		該当頁	変更理由
第5章 県国民保護計画が対象とする事態 1 県国民保護計画が対象とする事態 (略) 2 武力攻撃事態 (1) 武力攻撃事態の種類 (略) (2) NBC攻撃の場合の対応 (略)		第5章 県国民保護計画が対象とする事態 1 県国民保護計画が対象とする事態 (略) 2 武力攻撃事態 (1) 武力攻撃事態の種類 (略) (2) NBC攻撃の場合の対応 (略)		P22	○「国民の保護に関する基本指針」(以下「国指針」という。)の変更を踏まえ、追加するもの(国指針P14)
種別	対応	種別	対応		
1 核兵器等	(略)	1 核兵器等	(略) ○核攻撃等においては、避難住民等(運送に使用する車両及びその乗務員を含む。)のスクリーニング及び除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。		
(以下略)	(以下略)	(以下略)	(以下略)		
3、4 (略)		3、4 (略)			

現行		変更案		該当頁	変更理由
<p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第1章 組織・体制の整備等</p> <p>第1 県における組織・体制の整備</p> <p>1 県の各部局における平素の業務</p> <p>県の各部局は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備のための業務を行う。</p> <p>なお、国民保護に関する業務の総括、各部局間の調整、企画立案等については、<u>総務部危機管理室</u>において行う。</p> <p>【県の各部局における平素の業務】</p>		<p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第1章 組織・体制の整備等</p> <p>第1 県における組織・体制の整備</p> <p>1 県の各部局における平素の業務</p> <p>県の各部局は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備のための業務を行う。</p> <p>なお、国民保護に関する業務の総括、各部局間の調整、企画立案等については、<u>環境エネルギー部危機管理・くらし安心局</u>において行う。</p> <p>【県の各部局における平素の業務】</p>		P26	○組織改編
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>県国民保護協議会の運営に関する</u> <u>こと</u> ・<u>県国民保護計画の見直しに関する</u> <u>こと</u> ・<u>国民保護に係る関係機関との連携</u> <u>調整に関する</u>こと ・<u>避難及び救援に関する情報の把握</u> <u>に関する</u>こと ・<u>非常通信体制の整備に関する</u> <u>こと</u> ・<u>避難施設の指定に関する</u> <u>こと</u> ・<u>国民保護に係る研修、訓練及び啓</u> <u>発に関する</u>こと ・<u>特殊標章等の交付及び管理に</u> <u>関する</u>こと ・<u>情報・連絡体制の整備に関する</u> <u>こと</u> ・<u>安否情報に係る収集体制の整備に</u> <u>関する</u>こと 	(削除)	(削除)	P26	○組織改編
政策推進部	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>情報・連絡体制の整備に関する</u> <u>こと</u> ・<u>安否情報に係る収集体制の整備に</u> <u>関する</u>こと 	(削除)	(削除)		

現行		変更案		該当頁	変更理由
文化環境部	<ul style="list-style-type: none"> ・一般ボランティアに対する支援体制の整備に関すること ・廃棄物処理に係る体制整備に関すること 	(削除)	(削除)	P26	○組織改編
(新設)	(新設)	企画振興部	<ul style="list-style-type: none"> ・情報・連絡体制の整備に関すること ・安否情報に係る収集体制の整備に関すること ・一般ボランティアに対する支援体制の整備に関すること 		
(新設)	(新設)	環境エネルギー部	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理に係る体制整備に関すること 		
(新設)	(新設)	環境エネルギー部危機管理・くらし安心局	<ul style="list-style-type: none"> ・県国民保護協議会の運営に関すること ・県国民保護計画の見直しに関すること ・国民保護に係る関係機関との連携調整に関すること ・避難及び救援に関する情報の把握に関すること ・非常通信体制の整備に関すること ・避難施設の指定に関すること ・国民保護に係る研修、訓練及び啓発に関すること ・特殊標章等の交付及び管理に関すること ・情報・連絡体制の整備に関すること ・安否情報に係る収集体制の整備に関すること 		
(略)	(略)	(略)	(略)		

現行		変更案		該当頁	変更理由
土木部	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、空港、港湾施設等の把握に関すること ・応急仮設住宅の供給体制の整備に関すること ・所管ライフライン施設に係る機能確保に関すること 	県土整備部	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、空港、港湾施設等の把握に関すること ・応急仮設住宅の供給体制の整備に関すること ・所管ライフライン施設に係る機能確保に関すること 	P26	○組織改編
(略)	(略)	(略)	(略)		
2～4 (略)		2～4 (略)			
第2 関係機関との連携体制の整備		第2 関係機関との連携体制の整備			
1、2 (略)		1、2 (略)			
3 他の都道府県との連携		3 他の都道府県との連携			
(1)、(2) (略)		(1)、(2) (略)			
(3) <u>広域緊急援助隊</u> の充実・強化		(3) <u>警察災害派遣隊</u> の充実・強化		P30	○組織名称変更によるもの及び国指針の記載を踏まえ、文言を追加するもの(国指針P5)
県警察は、他の都道府県警察と連携して、広域緊急援助隊が直ちに 出動できるよう、隊員に対する教養訓練を徹底するとともに、招集・ 出動体制の確立等必要な体制の整備を図る。		県警察は、 <u>広域的な災害派遣体制を確保するため、即応部隊及び一 般部隊から構成される警察災害派遣隊の充実を図るよう努める。ま た、他の都道府県警察と連携して、同隊が直ちに</u> 出動できるよう、隊 員に対する教養訓練を徹底するとともに、招集・出動体制の確立等必 要な体制の整備を図る。			
(4)、(5) (略)		(4)、(5) (略)			
4～6 (略)		4～6 (略)			
第3 通信の確保		第3 通信の確保			
(1) 通信体制の整備		(1) 通信体制の整備			
県は、国民保護措置の実施に関し、応急対策等における重要通信の 確保に関する対策の推進を図る。この場合、自然災害その他の非常時 における通信の円滑な運用を図ること等を目的として関係省庁や電気 通信事業者等で構成された東北地方非常通信協議会との連携に十分配 慮する		県は、国民保護措置の実施に関し、応急対策等における重要通信の 確保に関する対策の推進を図る。この場合、自然災害その他の非常時 における通信の円滑な運用を図ること等を目的として関係省庁や電気 通信事業者等で構成された東北地方非常通信協議会との連携に十分配 慮する。 <u>また、国からの迅速な情報通信の確保のため、緊急情報ネットワー クシステム (Em-net) 及び全国瞬時警報システム (J-ALERT) を活用 する。</u>		P31	○国指針の変更によるもの(国指針P57)

現行	変更案	該当頁	変更理由												
<p>(2) 県における非常通信体制の確保 (略)</p> <table border="1" data-bbox="314 369 1243 926"> <tr> <td data-bbox="314 369 424 596">施設・設備面</td> <td data-bbox="424 369 1243 596">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="314 596 424 926" rowspan="3">運用面</td> <td data-bbox="424 596 1243 737">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 737 1243 877">(新設)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 877 1243 926">(略)</td> </tr> </table> <p>(3)、(4) (略)</p> <p>第4 (略)</p> <p>第5 研修及び訓練</p> <p>1 研修</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県の研修機関における研修の実施 県は、<u>職員研修所</u>等において、広く職員の研修機会を確保する。また、市町村と連携し、消防団員及び自主防災組織リーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行う。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第2章 避難及び救援に関する平素からの備え</p> <p>1 避難及び救援に関する基本的事項</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) <u>災害時要援護者</u>への支援 県は、<u>災害時要援護者支援指針</u>を作成し、市町村における<u>災害時要援護者の避難誘導體制の整備</u>について支援する。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>第3章 生活関連等施設の把握等</p> <p>第1 生活関連等施設の把握等</p> <p>1 生活関連等施設の把握</p>	施設・設備面	(略)	運用面	(略)	(新設)	(略)	<p>(2) 県における非常通信体制の確保 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1374 369 2303 926"> <tr> <td data-bbox="1374 369 1484 596">施設・設備面</td> <td data-bbox="1484 369 2303 596">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1374 596 1484 926" rowspan="3">運用面</td> <td data-bbox="1484 596 2303 737">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1484 737 2303 877">・<u>緊急情報ネットワークシステム (Em-net) 及び全国瞬時警報システム (J-ALERT) による情報通信の確保のため、情報伝達訓練及び導通試験を確実に実施する。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1484 877 2303 926">(略)</td> </tr> </table> <p>(3)、(4) (略)</p> <p>第4 (略)</p> <p>第5 研修及び訓練</p> <p>1 研修</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県の研修機関における研修の実施 県は、<u>職員育成センター</u>等において、広く職員の研修機会を確保する。また、市町村と連携し、消防団員及び自主防災組織リーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行う。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第2章 避難及び救援に関する平素からの備え</p> <p>1 避難及び救援に関する基本的事項</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) <u>要配慮者</u>への支援 県は、<u>要配慮者支援指針</u>を作成し、市町村における<u>要配慮者の避難誘導體制の整備</u>について支援する。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>第3章 生活関連等施設の把握等</p> <p>第1 生活関連等施設の把握等</p> <p>1 生活関連等施設の把握</p>	施設・設備面	(略)	運用面	(略)	・ <u>緊急情報ネットワークシステム (Em-net) 及び全国瞬時警報システム (J-ALERT) による情報通信の確保のため、情報伝達訓練及び導通試験を確実に実施する。</u>	(略)	<p>P32</p> <p>P37</p> <p>P38</p>	<p>○国指針の変更によるもの(国指針P57)</p> <p>○組織改編</p> <p>○災害対策基本法の改正によるもの</p>
施設・設備面	(略)														
運用面	(略)														
	(新設)														
	(略)														
施設・設備面	(略)														
運用面	(略)														
	・ <u>緊急情報ネットワークシステム (Em-net) 及び全国瞬時警報システム (J-ALERT) による情報通信の確保のため、情報伝達訓練及び導通試験を確実に実施する。</u>														
	(略)														

現行				変更案				該当頁	変更理由																				
<p>(1) 生活関連等施設の把握</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">第28条</td> <td>第5号</td> <td>核燃料物質（汚染物質を含む。）</td> <td>文部科学省、経済産業省</td> </tr> <tr> <td>第6号</td> <td>核原料物質</td> <td>文部科学省、経済産業省</td> </tr> <tr> <td>第7号</td> <td>放射性同位元素（汚染物質を含む。）</td> <td>文部科学省</td> </tr> </table> <p>(2) (略) 2～3 (略) 第2 (略) 第4章～第5章 (略)</p> <p>第3編 武力攻撃事態等への対処 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 (略) 第2章 県対策本部の設置等 1 県対策本部の設置等 (1)、(2) (略) (3) 県対策本部の組織構成及び運営 [山形県国民保護対策本部組織構成図] (4)～(8) (略)</p> <p>第3章 関係機関相互の連携 1 国対策本部との連携 (1) 国対策本部との連携 (略) (2) 国現地対策本部との連携 (新設)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>第4章 警報及び避難の指示等 第1 警報の通知及び伝達 (略) 第2 避難の指示等 1 避難措置の指示 (略)</p>				第28条	第5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省、経済産業省	第6号	核原料物質	文部科学省、経済産業省	第7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省	<p>(1) 生活関連等施設の把握</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">第28条</td> <td>第5号</td> <td>核燃料物質（汚染物質を含む。）</td> <td>原子力規制委員会</td> </tr> <tr> <td>第6号</td> <td>核原料物質</td> <td>原子力規制委員会</td> </tr> <tr> <td>第7号</td> <td>放射性同位元素（汚染物質を含む。）</td> <td>原子力規制委員会</td> </tr> </table> <p>(2) (略) 2～3 (略) 第2 (略) 第4章～第5章 (略)</p> <p>第3編 武力攻撃事態等への対処 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 (略) 第2章 県対策本部の設置等 1 県対策本部の設置等 (1)、(2) (略) (3) 県対策本部の組織構成及び運営 [山形県国民保護対策本部組織構成図] (差替)</p> <p>第3章 関係機関相互の連携 1 国対策本部との連携 (1) 国対策本部との連携 (略) (2) 国現地対策本部との連携 <u>(3) 武力攻撃事態等合同対策協議会への参加</u> 県は、国現地対策本部長が、国現地対策本部と関係地方公共団体国民保護対策本部等による武力攻撃事態等合同対策協議会を開催した場合は、これに参加し、国民保護措置に関する情報の共有を図る。</p> <p>2～9 (略)</p> <p>第4章 警報及び避難の指示等 第1 警報の通知及び伝達 (略) 第2 避難の指示等 1 避難措置の指示 (略)</p>				第28条	第5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	第6号	核原料物質	原子力規制委員会	第7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	P41	○所管省庁の変更によるもの
第28条	第5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省、経済産業省																										
	第6号	核原料物質	文部科学省、経済産業省																										
	第7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省																										
第28条	第5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会																										
	第6号	核原料物質	原子力規制委員会																										
	第7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会																										
								P48	○組織改編によるもの																				
								P51	○国指針の変更によるもの(国指針P17)																				

現行	変更案	該当頁	変更理由
<p>2 避難の指示</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 県の区域を越える住民の避難の場合の調整</p> <p>① 知事は、県の区域を越えて住民を避難させる必要があるときは、「避難先地域」を管轄する都道府県知事と、あらかじめ次の事項について協議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難住民数、避難住民の受入予定地域 ・ 避難の方法（輸送手段、避難経路） 等 <p>②～④ (略)</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(8) 地域特性に応じた住民避難</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第5章、第6章 (略)</p> <p>第7章 武力攻撃災害への対処</p> <p>第1</p> <p>1～5 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>2 避難の指示</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 県の区域を越える住民の避難の場合の調整</p> <p>① 知事は、県の区域を越えて住民を避難させる必要があるときは、「避難先地域」を管轄する都道府県知事と、あらかじめ次の事項について協議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難住民数、避難住民の受入予定地域 ・ 避難の方法（輸送手段、避難経路） 等 <p><u>なお、避難先の都道府県知事が避難住民の輸送手段の確保等を行う場合、安全確保の責務の明確化等の観点から、原則として、避難先の都道府県知事に対し、国民保護法第13条に基づき事務の委託を行う。</u></p> <p>②～④ (略)</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(8) 地域特性等に応じた住民避難</p> <p>①～③ (略)</p> <p><u>④ 大規模集客施設等における避難の場合</u></p> <p><u>知事は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設等、不特定多数の者が利用する施設において避難が必要となる場合においては、施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策を実施する。</u></p> <p>(9) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第5章、第6章 (略)</p> <p>第7章 武力攻撃災害への対処</p> <p>第1</p> <p>1～5 (略)</p> <p><u>6 武力攻撃原子力災害への対処</u></p> <p><u>隣接県の原子力施設において武力攻撃原子力災害が発生した場合の県の活動体制、モニタリングの実施、スクリーニング及び除染の実施、飲食物の摂取制限等に関する措置等については、山形県地域防災計画（風水害対策編）の定め例によるものとする。</u></p>	<p>P60</p> <p>P61</p> <p>P80</p>	<p>○国指針の変更によるもの(国指針P21)</p> <p>○国指針の変更によるもの(国指針P21)</p> <p>○国指針の変更によるもの(国指針P48～50)</p>

現行	変更案	該当頁	変更理由
第2、第3 (略) 第8章～第12章 (略) 第4編 復旧等 (略) 第5編 緊急対応事態への対応 (略)	第2、第3 (略) 第8章～第12章 (略) 第4編 復旧等 (略) 第5編 緊急対応事態への対応 (略)		